

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和5年3月17日

北海道「核燃料税」の更新

北海道から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたので お知らせいたします。

更新後の北海道「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課	税	寸	体	北海道
税	目		名	核燃料税(法定外普通税)
課	税	宏	体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入
		合		②出力割:発電用原子炉を設置して行う発電事業
課	税	標	準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
				②出力割:発電用原子炉の熱出力
納	税業	轰 務	者	発電用原子炉の設置者
税			率	①価額割:100分の8.5
				②出力割:37,750 円/千 kW/課税期間(3か月)
徴	収	方	法	申告納付
収	入,	1 込	額	(平年度) 約 1,801 百万円
非	課移	总事	項	_
徴和	兑費月	月見辺	と額	
課和	課税を行う期間			5年間(令和5年9月1日~令和10年8月31日)

- ・令和4年12月15日 北海道議会にて条例案可決
- ・令和5年 1月24日 総務大臣協議
- 同 年 3月17日 総務大臣同意
- 同 年 9月 1日 条例施行(予定)

担当:自治税務局企画課 谷企画官、原係長、越 TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659